

税理士法人芙蓉会計事務所 一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法）

従業員が長期的に就業継続し活躍できるよう働きやすい労働環境の整備を行う。
そのために、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年2月1日～令和10年1月31日までの3年間

2. 取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策に関する目標>

男性従業員の育児休業促進のための労働環境・サポート体制の整備

- 令和7年3月～ 男性従業員や育児経験者を中心にヒアリングを行い、育児休業が取りやすくなるような福利厚生制度や社内規定、サポート体制の方向性等を検討する
- 令和7年9月～ 検討したサポート体制の実施と社内への周知を行う

<女性活躍の推進に関する目標>

非正社員から正社員への登用や新卒・転職採用を含めて正社員を1名以上登用する

- 令和7年2月～ 非正社員の中で正社員への転換希望者がいた際、随時ヒアリングを実施
- 令和7年3月～ 来期に向けて新卒・転職採用の人材獲得のため、求人活動を随時行う
- 令和7年4月～ 正社員候補者に対して、適正やスキル等の判断を経営者が主体となって実施
- 令和7年8月～ 正社員への転換希望者がいた際、随時正社員になるための業務研修等開始

以上